

発議第3号

所管事務調査について

地方自治法第109条第2項の規定に基づき、次のとおり所管事務調査を行う。

平成30年 3月23日

宗像市議会議長 花田 鷹人 様

提案者	宗像市議会議員	北崎 正則
賛成者	宗像市議会議員	井上 正文
賛成者	宗像市議会議員	石松 和敏
賛成者	宗像市議会議員	新留久味子
賛成者	宗像市議会議員	小島 輝枝
賛成者	宗像市議会議員	森田 卓也
賛成者	宗像市議会議員	小林 栄二

記

- 1 調査目的 社会常任委員会の所管に属する事務の調査及び資料の収集を行い、今後の委員会活動に活用するため
- 2 調査者 社会常任委員会委員 7人
- 3 調査先及び調査事項

調査先	調査事項
元興寺文化財研究所	文化財の保存と活用について
奈良県 生駒市	環境モデル都市の取り組みについて
大阪府 和泉市	地域包括ケアシステムの構築について
- 4 調査期間 平成30年 5月 8日（火）から
平成30年 5月10日（木）まで 3日間
- 5 調査方法 社会常任委員会による出張調査
- 6 予 算 700千円（1人あたり100千円）